



# 新・介護保険を考える3

## —特別養護老人ホームの介護報酬と利用者負担の変化—



常務理事 鈴木恂子

季刊しんあい59号（2006年3月20日発行）では、2000年4月から2006年4月までの変化を一覧にしましたが、その後2009年4月改定があり、加算項目が11も増加しました。尚かつそれ以前は主として利用者サービスの内容についての加算でしたが、職員の体制に対する加算が加わり、制度が一層複雑になりました。

今回は2009年4月の改正、2012年4月の改正を含めた特別養護老人ホームの介護報酬の変化についてまとめました。利用者の負担は一割ですから、加算の有無により増減します。居住費は従来型の多床室、従来型個室、新型の個室ユニットで大きく差がついていますが現在は新型の個室ユニットが国の基準です。

	2000年4月1日～2003年3月31日	2003年4月1日～2005年9月30日	2005年10月1日～2006年3月31日	2006年4月1日～2009年3月31日	2009年4月1日～2012年3月31日	2012年4月1日～
居住費						
食費	利用者負担：780円 保険給付：1,340円	利用者負担：780円 保険給付：1,340円	利用者負担：1,380円 （調理コスト含む）	利用者負担：1,380円 （調理コスト含む）	利用者負担：1,380円 （調理コスト含む）	利用者負担：1,380円 （調理コスト含む）
基本報酬（介護度5・多床室）	974単位/日 （月額：296,300円）	- 15単位（月額：4,600円減） 959単位/日 （月額：291,700円）	- 33単位（月額：10,000円減） 941単位/日 （月額：286,200円）	- 53単位 （月額：16,100円減） 921単位/日 （月額：280,100円）	- 41単位（月額：12,500円減） 933単位/日 （月額：283,800円）	- 67単位（月額：20,400円減） 907単位/日 （月額：275,900円）
加算（一） 【内単位数】	常勤医師配置加算【20】				→【25】	
	精神科医療養指導加算【5】					
	機能訓練体制加算【12】					
	初期加算【30】					
	退所時等相談援助加算（退所前後訪問相談援助加算【460】・退所時相談援助加算【400】・退所前連携加算【500】）				→通所前【460】退所後【460】退所時【400】連携【500】	
	栄養体制加算（管理栄養士【12】 栄養士【10】）					
	栄養マネジメント加算【12】				→【14】	
	経口移行加算【28】					
	療養食加算【23】					
	準ユニットケア加算【5】					
	個別機能訓練加算【12】					
	経口維持加算 I【28】 II【5】					
	看取り介護加算 I【160】 II【80】 → I【80】 2【680】 3【1,280】					
	在宅・入所相互利用加算【30】					
	在宅復帰支援機能加算【10】					
障害者生活支援体制加算【26】						
身体拘束禁止未実施減算【-5】						
重度化対応加算【10】						
夜勤職員配置加算 I【22】又は【13】 II【27】又は【18】						
看護体制加算 I【6】又は【4】 II【13】又は【8】						
日常生活継続支援加算【22】→【23】						
サービス提供体制加算 I【12】 II【6】 III【6】						
認知症専門ケア加算 I【3】 II【4】						
若年性認知症受入加算【120】						
口腔機能維持管理加算【30/月】				口腔機能維持管理体制加算【30/月】		
				口腔機能維持管理加算【110/月】		
				認知症行動・心理症状緊急対応加算【200】		
				介護職員処遇改善加算（0.025%）		

2012年4月の介護報酬改正は2009年4月の加算を一部修正し、介護職員処遇改善加算が加わりました。介護職員処遇改善加算は、2009年10月から2年半の限定で実施された税を財源とする交付金制度を継承したもので、2016年度末までの3カ年限定加算とされています。

今回の改正の大きな特色は、①居住空間による基本報酬額の差がますます開き、個室ユニット型に誘導されています。②介護報酬は1単位で示され、10円単位で換算されますが、地域により換算指数に差があります。これが5段階から10等級に細分化され、都市部の人件費高・物価高が配慮されました。

しかしこの増額はそのまま各自治体（保険者）の保険財源、しいては65歳以上高齢者の保険料アップに連動します。従って、自治体によってはランクアップを望まないところもあり、据え置かれている地域もあるので、事業者側には疑問も残りました。

加算は、ほとんどが医療職（医師をはじめ、管理栄養士、正看護師、理学療法士や作業療法士、あるいはマッサージ師等、歯科衛生士など）の関与を条件としています。社会福祉士などのソーシャルワーカーの支援は入所退所時の関与が算定されるにとどまっています。

介護保険制度施行から12年が経過して、三つの介護保険施設の一つである特別養護老人ホームは、居住空間が個室ユニット型に整備され、月額6万円以上の居住費を支払い、医療職の指導の下、細分化したメニューからケアプランを立て、契約の下でケアを提供する施設になりました。

※月額＝単位×10円×365日÷12ヶ月（10円桁にて四捨五入）